

船舶事故調査報告書

令和6年7月24日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突（浮きドック）
発生日時	令和5年12月6日 08時45分ごろ
発生場所	愛媛県今治市今治港 来島中磯灯標から真方位187.5° 1,056m付近 （概位 北緯34°06.7′ 東経132°58.3′）
事故の概要	貨物船みやじまは、浮きドックに向け前進中、浮きドックに衝突した。
事故調査の経過	令和6年2月13日、主管調査官（広島事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	貨物船 みやじま、499トン
船舶番号、船舶所有者等	142143、アキ・マリン株式会社
乗組員等に関する情報	船長、五級（航海） 造船所社員、三級（航海）
負傷者	なし
損傷	右舷船首部に凹損
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 北、風速 約8～10m/s、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 下げ潮の末期
事故の経過	<p>本船は、船長ほか4人が乗り組み、愛媛県今治市の造船所の浮きドックに入渠する目的で、同造船所の造船所社員ほか作業員3人を乗せ、造船所社員が操船して今治市波止浜港沖の錨泊地から浮きドックに向かって南進した。</p> <p>本船は、浮きドックの西方付近でタグボートラインを船尾に取り、同ドックの入口に向けて左転した。</p> <p>造船所は、浮きドックに船舶を入渠させる際は、浮きドックに入る手前で、船体の横振れを防止する横張索と称する係留索（以下「本件索」という。）を船舶の両舷船首から浮きドックの入口の左右に取り、両舷船首から直径約450mmの球状の防舷材を掲げていた。</p> <p>本船は、左舷船首配置の作業員が投げたロープが絡んで浮きドックに届かなかったため、左舷側の本件索が取れず、防舷材が適切な位置に掲げられていない状態で、北寄りの風を受けながら浮きドックに向け約2ノットの対地速力で前進した。</p> <p>本船は、北寄りの突風を受けて船体が南方に圧流されて、右舷船首部が浮きドックの南側内側側壁に衝突した。</p> <p>（付図1 事故発生経過概略図 参照）</p>
分析	本船は、左舷側の本件索が取れず、防舷材が適切な位置に掲げられていない状態で浮きドックに向け前進中、北寄りの突風により右舷方

	に横触れしたことから、右舷船首部が浮きドックの南側内側側壁に衝突したものと考えられる。
原因	本事故は、本船が、左舷側の本件索が取れず、防舷材が適切な位置に掲げられていない状態で浮きドックに向け前進中、北寄りの突風により右舷方に横触れしたため、右舷船首部が浮きドックの南側内側側壁に衝突したものと考えられる。
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ドックに船舶を入渠させる船員は、ドックに入渠する際は、風潮流に流されて船体が横触れしないよう両舷から本件索を確実に取り、防舷材を適切な位置に掲げてから入渠することが望ましい。

付図1 事故発生経過概略図

